

1 区分	2 交付対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
訪問介護サービス提供体制確保支援事業	令和7年2月5日付老発0205第3号厚生労働省老健局長通知別紙の「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」(以下、「国実施要綱」という。)に基づき実施する事業	(1) 人材確保体制構築支援事業 ア 研修体制の構築の支援 1事業所あたり10万円 イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援 1事業所あたり30万円 ウ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援 (ア) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき3,500円 30分以上の同行支援1回につき5,000円 (いずれも経験年数の短い(訪問業務従事期間が1年未満)ヘルパー1人につき30回まで) (イ) 上記地域以外に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回	(1) 人材確保体制構築支援事業 ア 研修体制の構築の支援 - 研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 - 研修等の受講に要する費用 イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援 - 離島等地域に所在する事業所でインターンの受入れや職場体験等を実施するにあたり交通事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費 - 中山間地域等に所在する事業所で都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の交通費 ウ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援 - 経験年数が長いホームヘルパーが経験年数の短い(訪問業務従事期間が1年未満)又は従事経験のない介護職員に同行し指導を行う取組に要する経費	- 訪問介護事業所 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 - 夜間対応型訪問介護事業所	<u>10</u> 10

		につき 2,500 円 30 分以上の同行支援 1 回 につき 4,000 円 (いずれも経験年数の短い (訪問業務従事期間が 1 年 未満) ヘルパー 1 人につき 30 回まで) (2) 経営改善支援事業 ア 経営改善の支援 1 事業所あたり 40 万円 イ 登録ヘルパー等の常勤 化の促進の支援 常勤化する登録ヘルパー 等 1 人につき 1 月あたり 10 万円 (3 か月まで) ウ 小規模法人等の協働 化・大規模化の取組の支 援 (ア) 国実施要綱 4 (2) ウ の【対象法人の要件】(エ) に該当する法人を含む場 合 1 事業者グループあたり 200 万円 (イ) 上記以外の場合 1 事業者グループあたり 150 万円	(2) 経営改善支援事業 ア 経営改善の支援 ・ 事業所が個別に コンサルタント 事業者等へ委託 する経費 ・ 事務作業を行う ための臨時職員 の雇用経費 イ 登録ヘルパー等 の常勤化の促進の 支援 ・ 登録ヘルパーが 常勤職員として の雇用を希望す る際に必要な賃 金等 (法定福利費 含む) の差額の経 費 ・ 登録ヘルパーの 離職に伴い新た に常勤のヘルパ ーを雇用する際 に生じる賃金等 の差額の経費 ウ 小規模法人等の協 働化・大規模化の取組 の支援 ・ 人材募集や一括採 用、合同研修の実施 に要する経費 ・ 従業員の職場定着 や職場の魅力発信 に要する経費 ・ 人事管理や福利厚 生、請求業務等のシ ステム共通化に要 する経費 ・ 物品調達の合理化 のための共同購入 の取組に要する経	
--	--	---	---	--

			費 ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に要する経費		
		エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 1 事業所あたり 30 万円	エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 ・ ホームページの開設・改修に係る経費 ・ リーフレット・チラシの作成・印刷に要する経費		